

# 学校いじめ防止基本方針

神奈川県立磯子工業高等学校

定時制

# 目 次

1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
	本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢	
	いじめの禁止	
	学校及び職員の責務	
2	いじめの防止等に関する内容	2
	(1) いじめの未然防止のための取組み	
	(2) いじめの早期発見のための取組み	
	(3) いじめの早期解決のための取組み	
	(4) インターネット上のいじめへの対応	
3	「いじめ防止対策委員会」	3
	(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成	
	(基本構成員)	
	(拡大委員会)	
	(緊急対策委員会)	
	(2) 活動内容	
4	重大事態への対処	4
	(1) いじめ緊急対策会議	
	(基本構成員)	
	(2) 活動内容	
5	その他	4
6	いじめ事案への対応フロー図	5
	いじめ事案への対応フロー図－①	
	いじめ事案への対応フロー図－②	
7	神奈川県立磯子工業高等学校 いじめ防止指導等年間計画	7

# 神奈川県立磯子工業高等学校いじめ防止基本方針

## 定時制

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々との関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

#### (いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努めます。

### 2 いじめの防止等に関する内容

#### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

#### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- ① 生徒対象：学校生活アンケート調査 年4回（4月、6月、10月、1月）
- ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年4回（4月、6月、10月、1月）

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
  - ①スクールカウンセラーの活用
  - ②いじめ相談窓口の設置
- ・相談・通報のあった事実は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要が認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事実に係る情報に関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急激に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

## 3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、「拡大委員会」を年2回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「緊急対策委員会」を緊急開催します。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

(基本構成員)

管理職、生徒指導担当総括教諭、生徒指導担当、年次、教育相談コーディネーター、養護教諭

(拡大委員会)

基本構成員に、PTA会長、生徒会長、スクールカウンセラーを加え、拡大委員会を構成します。

(緊急対策委員会)

基本構成員に加え、事案内容に応じて依頼可能な第三者の参加を検討し、校長が任命します。

## (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ危機対策会議」を設置し、迅速に調査に着手します。

### (1) 「いじめ緊急対策会議」の構成

(基本構成員)

管理職、生徒指導担当総括教諭、生徒指導担当、年次

- ※ 構成員については事案内容により県教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

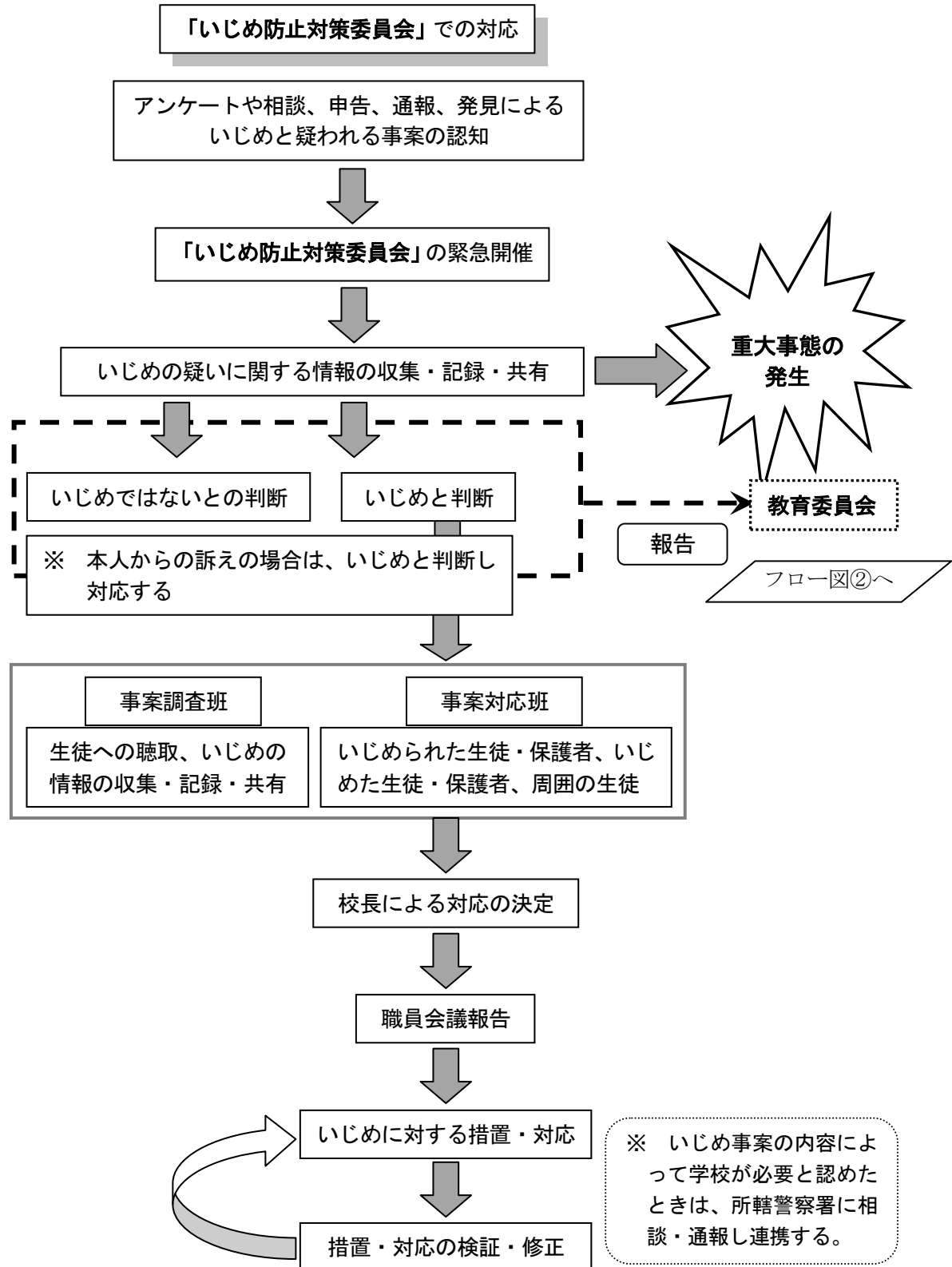
## 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適切に自校の取組みを評価します。

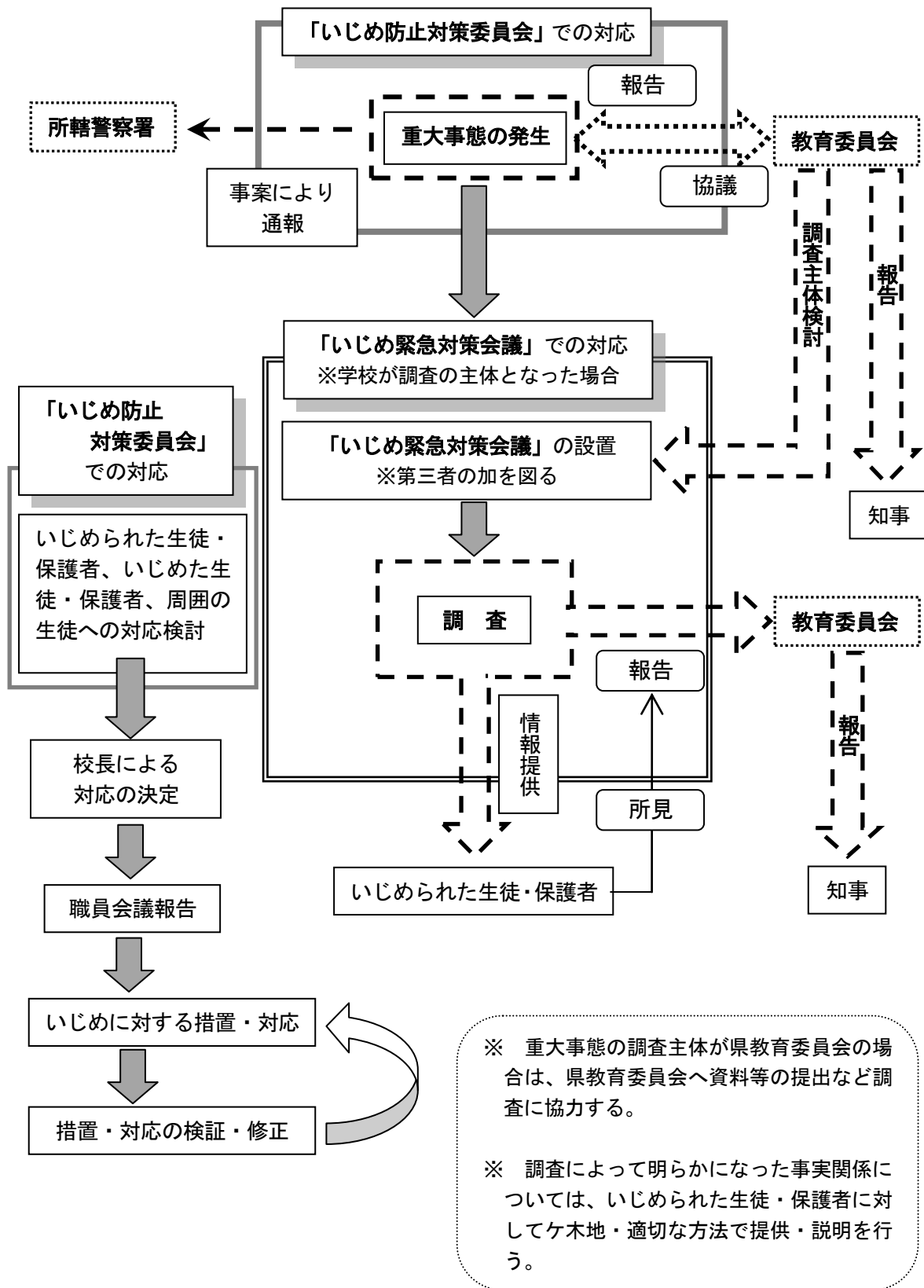
- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

## 6 いじめ事案への対応フロー図

### ○ いじめ事案への対応フロー図-①



○ いじめ事案への対応フロー図-②



平成28年度 神奈川県立磯子工業高等学校 定時制 いじめ防止指導等年間計画

月	行事予定	未然防止の取り組み				早期発見の取り組み	早期対応の取り組み	PDCAサイクル	備考(担当グループ)
		全般における取り組み	学級・年次活動	生徒会活動	教科・授業				
前期	始業式	・在校生へいじめに向けた取り組み説明	・自己紹介・自己表現の機会			注意・喚起、相談窓口の周知			管理運営G・生徒支援G
	新入生オリエンテーション	・いじめに向けた取り組み説明	・生徒指導に関する説明・規範意識の醸成	・生徒の主体的な関わり	国語：他者理解	注意・喚起、相談窓口の周知			1年次・生徒支援G
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握			生徒支援G
	第1回 いじめ防止対策拡大委員会	・年間計画および取り組み説明							いじめ対策防止委員会
	学校生活アンケート(LHR)	・生徒状況把握のためのアンケート	・学校生活アンケートの実施		地歴公民：社会問題として考え	アンケートによる情報収集	情報に基づく対応		生徒支援G
	個人面談	・アンケートに基づいた面談	・教育相談(面談)			面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	生徒総会			・生徒の主体的な関わり	数学：道筋を立てて考える				生徒支援G
	PTA総会	・いじめに向けた取り組み説明							管理運営G・生徒支援G
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	学校生活アンケート(LHR)	・生徒状況把握のためのアンケート(いじめ防止強化週間)	・学校生活アンケートの実施		理科：探求心の育成	アンケートによる情報収集	情報に基づく対応		担任・生徒支援G
	個人面談	・アンケートに基づいた面談	・教育相談(面談)			面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
いじめ防止研修会(職員会議)	・いじめ防止に関する研修会による意識向上							生徒支援G	
7	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	全校集会	・夏休み中の生活について	・心得について説明		体育：ルールの尊重 相互扶助	注意・喚起			管理運営G・生徒支援G
	ヤングライダーズスクール	・交通社会における規範意識の醸成							生徒支援G
	地域貢献活動	・地域との共存、協働を理解させる							生徒支援G
	保護者面談	・家庭での状況把握および協力体制づくり	・教育相談(面談)			面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	情報に基づく対応		生徒支援G
8	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	情報に基づく対応		生徒支援G
	全校集会	・いじめ防止に関する講話							管理運営G・生徒支援G
	三者面談	・学校生活全般における保護者との情報共有	・教育相談(面談)		外国語：他者理解	面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	携帯電話教室	・スマートフォン等の適切な利用について	・ワーク記入			ワーク提出による情報収集	収集に基づく対応		生徒支援G
10	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	学校生活アンケート(LHR)	・生徒状況把握のためのアンケート(いじめ防止強化週間)	・学校生活アンケートの実施		家庭：生きる事の大切	アンケートによる情報収集	情報に基づく対応		生徒支援G
	個人面談	・アンケートに基づいた面談	・教育相談(面談)			面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	第2回いじめ防止対策拡大委員会	・前期の状況報告および今後の取り組み方針の確認							いじめ対策防止委員会
	学校へ行こう週間	・地域との交流			情報：モラルの育成				管理運営G
人権教育研修会(職員会議)	・いじめ防止に関する研修会による意識向上						・校内研修会	生徒支援G	
11	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	三者面談	・学校生活全般における保護者との情報共有	・教育相談(面談)		農業：生きる力の育成	面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
12	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	全校集会	・冬休み中の生活について	・心得について説明			注意・喚起			年次・担任
	生徒総会			・生徒の主体的な関わり	産人：自己理解・他者理解				生徒支援G
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	全校集会	・いじめ防止に関する講話							管理運営G・生徒支援G
1	学校生活アンケート(LHR)	・生徒状況把握のためのアンケート	・学校生活アンケートの実施		総合：社会性を持つ人材の育	アンケートによる情報収集	情報に基づく対応		生徒支援G
	個人面談	・アンケートに基づいた面談	・教育相談(面談)			面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	人権教育研修会(全定)	・人権に関する研修会による							生徒支援G
2	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	挨拶の励行・巡回指導	・自己有用感の育成・コミュニケーション能力の育成				登校、下校指導による生徒の状況把握	状況に基づく対応		生徒支援G
	三者面談	・学校生活全般における保護者との情報共有	・教育相談(面談)		工業：相互扶助	面談による情報収集	情報に基づく対応		年次・担任
	修了式	・春休み中の生活について	・心得について説明			注意・喚起			年次・担任
	合格者説明会	・新入生保護者へいじめに向けた取り組み説明							生徒支援G
年間を通じた取り組み		体験学習の充実	クラスを中心とした集団づくり	生徒主体の取組み(生徒会)	授業改善の取組み	相談しやすい雰囲気づくり・保護者への啓発	事案認知時の速やかな対応		
・あいさつ運動 ・校内外の巡回指導 ・下校指導 ・生徒心得重点目標の徹底		・ボランティア体験、職業体験の設定 ・体験学習を取り入れた校外学習の設定 ・交流の実施(福祉施設、地域住民等) ・学校いじめ基本方針のHPへの掲載	・LHR、学年集会の取組み ・コミュニケーションスキルの育成 ・いじめ防止の啓発授業 ・いじめ防止のスローガンづくり ・いじめ防止のポスターづくり	・いじめ防止の取組み ・いじめ防止のスローガンづくり ・いじめ防止のポスターづくり	・授業への取組み(生徒心得重点目標) ・連携教育 ・キャリア教育 ・聞く力の育成 ・いのちの教育(3.11、性感染予防講演会) ・研究授業の設定 ・授業研究の設定	・いじめ防止対策委員会での情報整理・共有 ・年次会・職員会議での情報共有 ・SC、SSWとの情報交換 ・相談窓口の周知 ・保護者への周知	・いじめと判断された事案への対応と検討、それに応じた速やかな対応		

基本方針  
学校目標  
教育目標  
への反映



神奈川県立磯子工業高等学校

定時制

いじめ防止対策委員会

平成 28 年 3 月 16 日